

医 政 第 1108 号  
令和3年10月22日

一般社団法人岩手県歯科医師会長 }  
一般社団法人岩手県薬剤師会長 } 様

岩手県保健福祉部長

新型コロナワクチンの3回目接種体制確保の進め方について

本県の感染症対策については、日頃から御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、国では、新型コロナワクチンの2回の接種を終了し、概ね8か月以上経過した者を対象に、3回目の接種を行うこととしており、早ければ12月に3回目の接種を行う方針としているところです。

これを受け、本県では12月から3回目接種を開始できるよう、岩手県医師会との間で協議・調整を行ってきたところであり、今般、別添の「岩手県における新型コロナワクチンの3回目接種体制確保の進め方について」のとおり、基本的な考え方を取りまとめましたので、通知します。

つきましては、その内容について御了知いただくとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、各市町村、(一社)岩手県医師会、岩手県医療局、各保健所には、別途通知しておりますことを申し添えます。

担 当：ワクチン接種担当 電 話：019-629-5606 (直通) メール：AD0002@pref.iwate.jp AD0002@pref.iwate.lg.jp
--

## 岩手県における新型コロナワクチンの3回目接種体制確保の進め方について

### 1 要旨

国では、2回目接種を終了し、概ね8カ月以上を経過した者を対象に、3回目の接種を行うこととしており、早ければ12月に3回目の接種を行う方針としている。本県でも、12月から3回目接種を開始できるよう、岩手県医師会と調整を行ってきたところであり、今般、3回目接種体制確保の進め方について、以下のとおり基本的な考え方（※）を示すもの。

※ 今回提示する基本的な考え方は、R3.5月末までに2回目接種を終えた方の追加接種のスキームであり、それ以降の追加接種のスキームは、県による集団接種の実施の方向性も含め、追って提示する。）

### 2 本県の対応

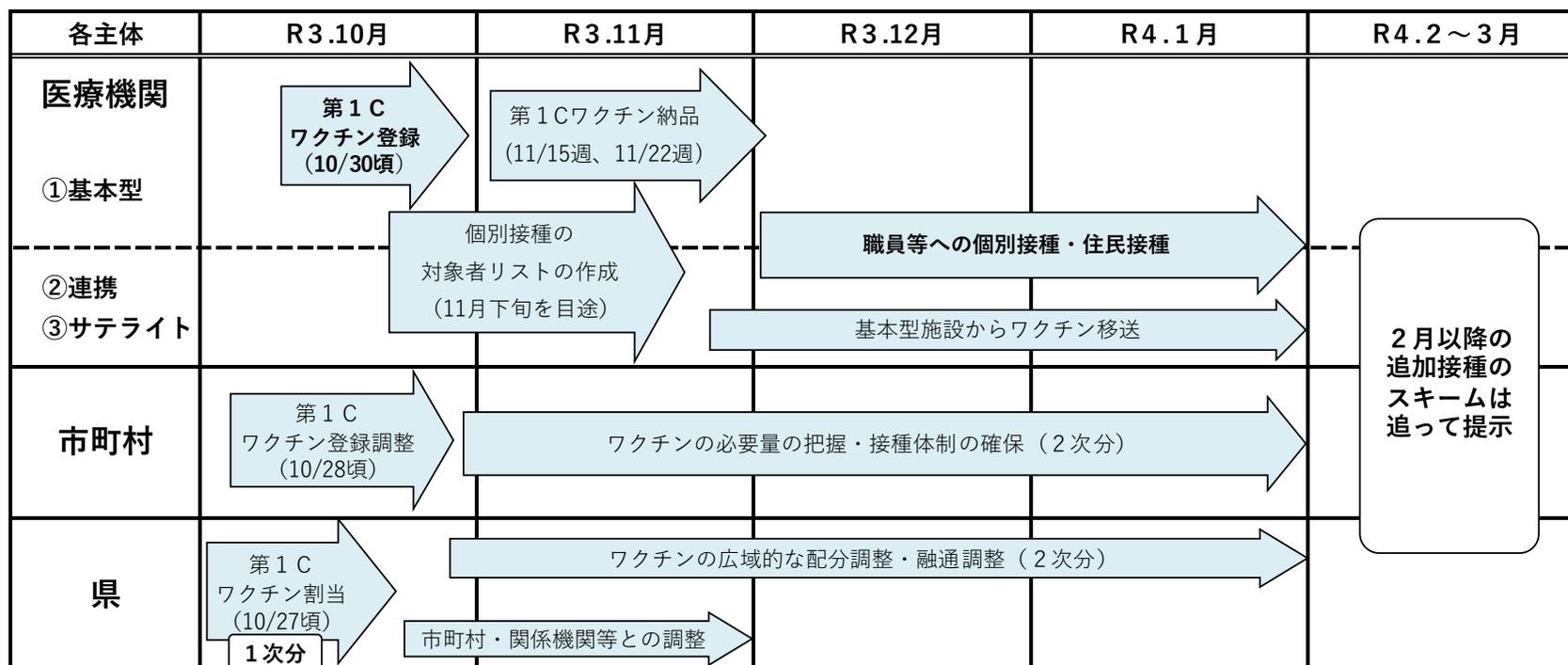
国では、①住民接種と②医療機関における職員等への個別接種の2つの枠組みを示しており、本県での対応を整理すると以下のとおりである。

なお、「職員等への個別接種を実施する医療機関」は、本県においては、原則として、これまでの接種において基本型施設、連携型施設又はサテライト型施設として登録されていた医療機関若しくは3回目接種において新たに住民接種を実施する医療機関に限るものとする。

区 分	住民接種を実施する医療機関		③住民接種と職員等への個別接種を並行して実施する医療機関	④職員等への個別接種のみを実施する医療機関
	①一般住民	②個別接種の対象とならない医療従事者		
対象者	・医療従事者以外の者 (消防職員を含む)	・職員等への個別接種の対象とならない医療従事者(個別接種を実施しない医療機関、歯科医療機関、薬局、訪看等の従事者など)	・住民接種の対象者は①と②に同じ。 ・職員等への個別接種の対象者は④に同じ。	職員等への個別接種の実施意向がある医療機関に所属する医療従事者
予約方法	各市町村の予約システム等 で対応。	各市町村の予約システム等で対応。(個別接種の対象とならない医療従事者が、住所地外の病院・診療所等で接種を希望する場合は、各市町村に住所地外接種の手続きが必要となる。)	・住民接種の予約方法及び接種券の取扱いは①と②に同じ。 ・職員等への個別接種の予約方法及び接種券の取扱いは④に同じ。	・原則として、市町村の予約システムは介さず、各医療機関で接種日程を調整。 ・住所地外接種者が多数見込まれることから、医療機関ごとに接種対象者リストを取りまとめ、所在市町村に提出。(当該リストからワクチンの必要量を確認できることから住所地外接種届は不要とする。)
接種券の取扱い	R3.12月及びR4.1月の接種対象見込者については、11/22(月)を目途に接種券が届くよう、各市町村で準備。			・市町村の予約システムを介さないことから、住所地外接種者への接種券の再発行は不要。

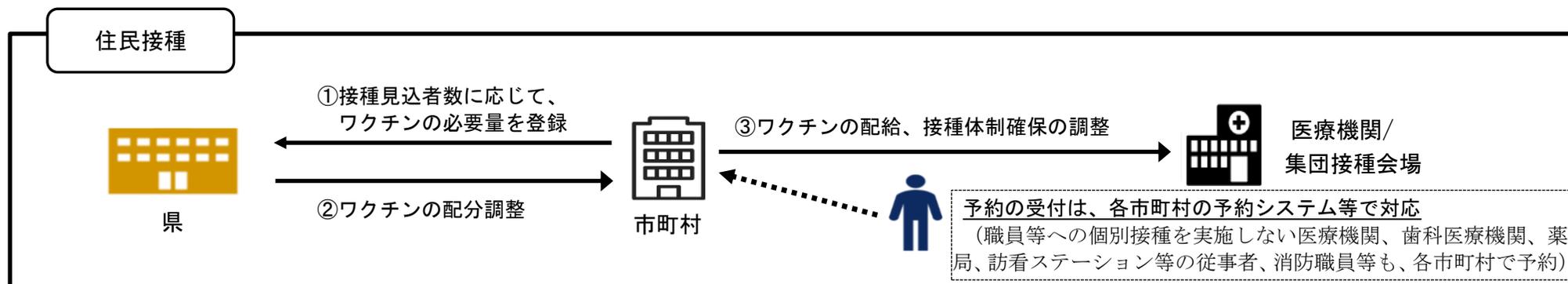
区分	住民接種		③住民接種と職員等への個別接種を並行して実施する医療機関	④職員等への個別接種のみを実施する医療機関
	①一般住民	②個別接種の対象とならない医療従事者		
ワクチンの配給調整	第1次	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村はVRS実績から接種対象者数を把握し、その結果を県に報告。</li> <li>県は各市町村から報告のあった接種対象者数の比で按分のうえ、ワクチンを配分。</li> </ul>		
	第2次	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は市町村からの第2次報告やワクチンの過不足の状況を踏まえ、<b>ワクチンを配分</b>（市町村間の融通調整は、原則として関係市町村で対応）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は2回目接種の医療従事者数から、職員等への個別接種の対象者数を差し引くことにより対象者数を求め、一般住民分とあわせて、必要数を県に報告。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、住民接種分と職員等への個別接種分の必要数を<b>①・②・④の別に応じて把握し</b>、必要数を県に報告。</li> </ul>
基本型・連携型・サテライト型施設の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の接種体制を前提としつつ、各市町村において医療機関への意向確認を実施の上、地域の実情を踏まえ設定。（意向確認に当たっては、基本型・連携型・サテライト型の別を確認）</li> </ul>			

### 3 接種体制確保の工程表（R3.1月末まで）

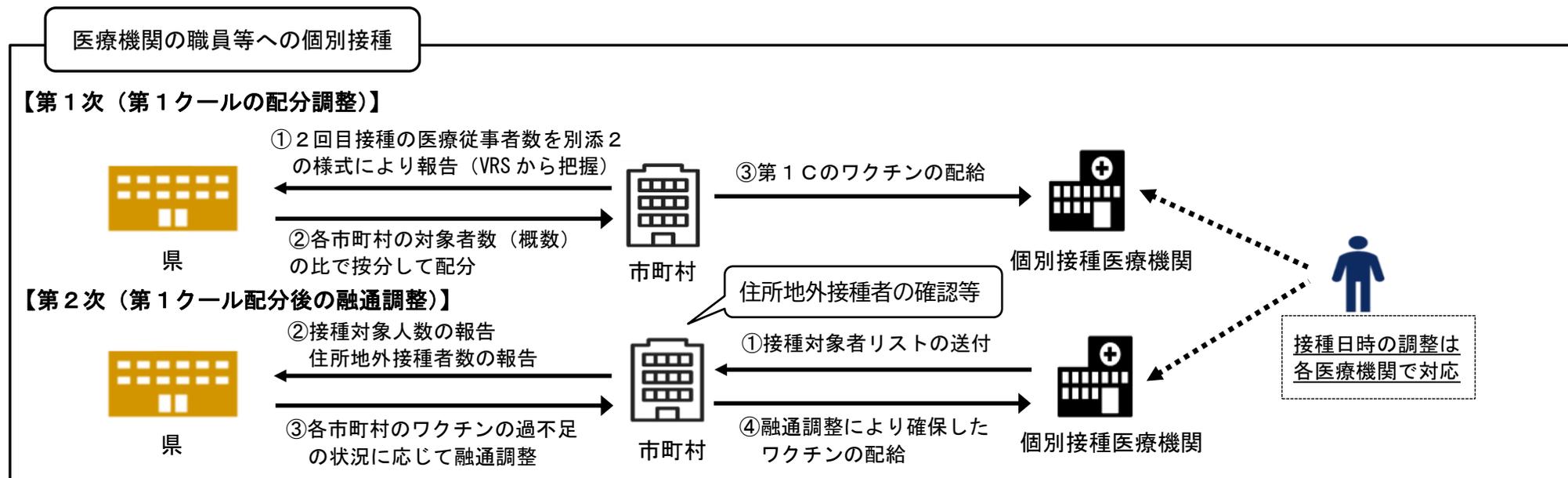


#### 4 3回目接種体制の概要図

3回目接種では、①住民接種と②医療機関における職員等への個別接種の2つの枠組みがあり、本県での対応を整理すると以下のとおり。



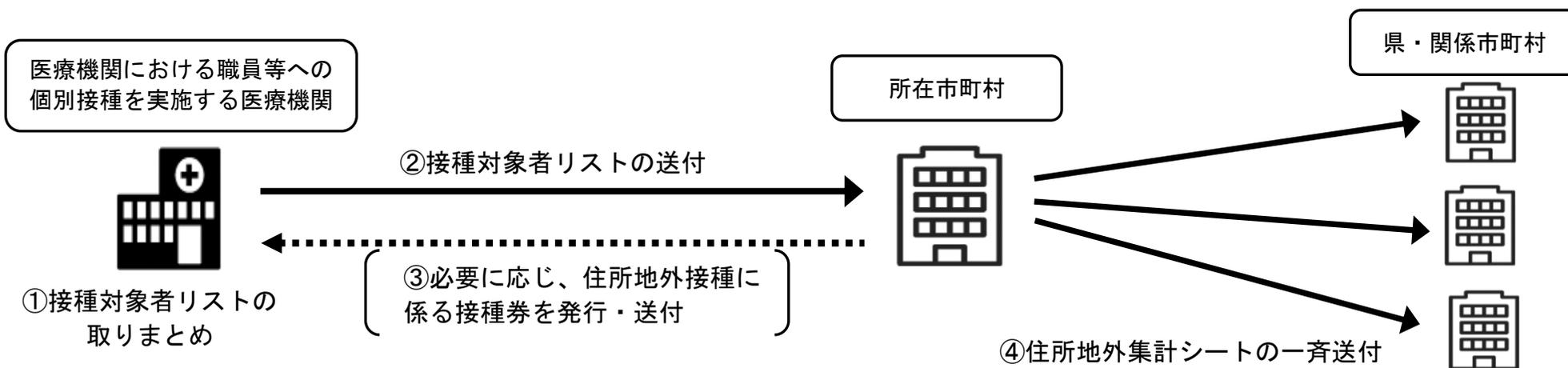
○ 住民接種については、各市町村において1回目・2回目接種で構築した枠組み（ワクチン配送ルートや予約システムなど）をそのまま活用する。



- (1) 医療機関の職員等への個別接種については、職場単位での接種となり、住所地外接種が多数見込まれることから、ワクチンを可能な限り過不足なく配分するため、あらかじめ市町村ごとに医療従事者数を把握する必要がある。
- (2) 第1クールの45箱の配分調整（10月中）に当たっては、医療機関ごとに接種対象者リストを取りまとめる暇がないことから、VRSの2回目接種実績から各市町村の医療従事者数を把握し、対象者数の比で按分のうえワクチンを配分する。
- (3) 第1クール後（11月以降）は、各市町村が医療機関ごとに接種対象者リストを取りまとめ、そのリストの接種対象人数や住所地外接種の状況からワクチンの過不足が見込まれる場合は、県が主体となってワクチンの融通調整を行う。

## 5 医療従事者接種に係る接種対象者リストの取りまとめ

医療機関における職員等への個別接種については、職場単位での接種となるため、住所地外での接種となる者が多数見込まれるが、市町村が住所地外接種分も含めて、接種対象者数がどれくらいになるかあらかじめ把握し、必要な数のワクチンを確保できるよう、以下のとおり、医療機関と市町村との間で接種対象者リストを情報共有することとする。



### 【接種対象者リストの取りまとめの概要】

#### ①接種対象者リストの取りまとめ

職員等への個別接種を実施する医療機関（以下「医療機関」という。）は、所在市町村に住所地外接種者等の情報を提供するため、当該医療機関において接種する全ての医療従事者のリスト（以下「接種対象者リスト」という。）を取りまとめるものとする。

医療機関で取りまとめる情報は、(1)医療機関名、(2)住所地の市町村、(3)姓名（カナ）、(4)生年月日（西暦）、(5)性別とする。

#### ②接種対象者リストの送付

医療機関は接種対象者リストを取りまとめ、当該医療機関の所在市町村に送付するものとする。

#### ③住所地外接種者の確認・管理

医療機関の所在市町村は、提出された接種対象者リストの中に、住所地外接種となる職員が含まれている場合は、必要に応じて、住所地外接種に係る接種券の発行等を行う。

#### ④住所地外接種対象者数集計シートの一斉送付

住所地外接種により、各市町村でワクチンの過不足が生じることがないように、医療機関の所在市町村は、住所地外接種の対象人数を住民登録地別に取りまとめ、関係市町村に一斉送付するものとする。

### 3回目接種における医療従事者の個別接種（自院接種）の把握について

参考

